

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表」

2025 年 1 月改訂（前回改訂 2024 年 3 月）

（下線部変更）

新	旧
第 2 章 未成年者口座の管理 第2条（未成年者口座廃止届出書の提出） <u>1. ～2.（削 除）</u> （現行通り） <u>4. ～5.（削 除）</u> 第3条（継続管理勘定の設定） <u>1. ～2.（削 除）</u> （現行通り） 第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定<u>（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）</u>または継続管理勘定において処理するものとします。 第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 1.（現行通り） ①（現行通り） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下、「5 年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 ③（現行通り） 2.（現行通り） ①（現行通り） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がさ	第 2 章 未成年者口座の管理 第2条（未成年者口座開設届出書等の提出） <u>1. ～2.（省 略）</u> <u>3.（省 略）</u> <u>4. ～5.（省 略）</u> 第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） <u>1. ～2.（省 略）</u> <u>3.（省 略）</u> 第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理するものとします。 第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 1.（省 略） ①（省 略） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下、「5 年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等<u>（この場合、5 年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u> ③（省 略） 2.（省 略） ①（省 略） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がさ

新	旧
れる上場株式等<u>（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u> ③（現行通り） 第6条（譲渡の方法） 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り。）または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行う<u>こと</u>とします。 第7条（課税未成年者口座等への移管） 1.（現行通り） ①～②（現行通り） 2.（現行通り） ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める<u>期限</u>までに提出した場合または当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限り。）を開設していない場合 一般口座への移管 ②（現行通り） 第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）</u>および当該未成年者口座に設けられた非課	れる上場株式等 ③（省 略） 第6条（譲渡の方法） 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り。）または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行う<u>もの</u>とします。 第7条（課税未成年者口座等への移管） 1.（省 略） ①～②（省 略） 2.（省 略） ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める<u>日</u>までに提出した場合または当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限り。）を開設していない場合 一般口座への移管 ②（省 略） 第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① <u>災害等による返還等</u>および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返

新	旧
税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと	還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
②～③（現行通り）	②～③（省 略）
第11条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社はお客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知するものとします。	第11条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知するものとします。
第12条（継続管理勘定等への移管） 1.（現行通り） 2. 前項の場合において、お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める<u>期限</u>までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管するものとします。	第12条（継続管理勘定等への移管） 1.（省 略） 2. 前項の場合において、お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める<u>日</u>までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管するものとします。
第13条（出国時の取扱い） 1. お客様が基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する<u>「出国移管依頼書」</u>の提出をするものとします。 2. 当社が<u>「出国移管依頼書」</u>の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管するものとします。 3. 当社が<u>「出国移管依頼書」</u>の提出を受けた場合には、	第13条（出国時の取扱い） 1. お客様が基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をするものとします。 2. 当社が出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管するものとします。 3. 当社が出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お

新	旧
お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出</u>をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。	お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。
第 3 章 課税未成年者口座の管理	第 3 章 課税未成年者口座の管理
第 18 条（課税管理勘定の金銭等の管理）	第 18 条（課税管理勘定の金銭等の管理）
（現行通り）	（省 略）
① ～②（現行通り）	① ～②（省 略）
③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと	③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等<u>事由</u>による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
第 19 条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）	第 19 条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）
第 17 条もしくは第 18 条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止するものとします。	第 17 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等<u>事由</u>による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止するものとします。
第 21 条（出国時の取扱い）	第 21 条（出国時の取扱い）
お客様が「<u>出国移管依頼書</u>」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 16 条および第 20 条を除く）の適用があるものとして取扱いします。	お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 16 条および第 20 条を除く）の適用があるものとして取<u>り</u>扱います。
第 6 章 その他の通則	第 6 章 その他の通則
第 26 条（課税未成年者口座取引である旨の明示）	第 26 条（<u>未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示</u>）
1. お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第 15 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、課税口座による取引とさせていただきます。	1. お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（<u>未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、</u>第 15 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を<u>未成年者口座または</u>課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して<u>未成年者口座または</u>課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、課税口座による取引とさせていただきます。
2. （現行通り）	2. （省 略）

新	旧
第28条（非課税口座のみなし開設） 1.（現行通り） 2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「<u>非課税口座開設届出書</u>」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。 第29条（本契約の解除） （現行通り） ①～③（現行通り） ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに<u>同条第3項の</u>「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥～⑦（省 略）	第28条（非課税口座のみなし開設） 1.（省 略） 2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して<u>非課税口座開設届出書</u>（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書を<u>いいます。</u>）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で<u>特定非課税累積投資契約</u>（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約を<u>いいます。</u>）が締結されたものとみなします。 第29条（本契約の解除） （省 略） ①～③（省 略） ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客様が出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥～⑦（省 略）
この約款は、<u>2025年1月6日</u>より適用させていただきます。	この約款は、<u>2024年3月4日</u>より適用させていただきます。
以 上	以 上